

表彰規程

種 類：規 程

議 決：総 会

制定期日：平成11年(1999年)10月23日

改定期日：平成30年(2018年)5月26日

(目 的)

第1条 定款第4条に掲げられた本学会の目的達成に顕著な貢献があったと認められる会員または論文等を顕彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類を以下のとおり定める。

- (1) 「品質」誌に掲載された論文等またはその著者に対する表彰
 - (ア) 最優秀論文賞 (Award for Best Paper)
 - (イ) 品質技術賞 (Award for Best Practical Article)
 - (ウ) 研究奨励賞 (Award for Young Researcher's Encouragement)
- (2) 品質管理の実践及び／又は普及に貢献のあった者に対する表彰
 - (ア) 品質管理推進功労賞
(Award for contributing to The Promotion of Quality Management)
 - (イ) JSQC Activity Acknowledgment賞 (JSQC Activity Acknowledgment)
- (3) 品質管理の実践及び／又は普及に資すると認められる事業において、顕著な成果をおさめた者に対する表彰
 - (ア) 統計グラフ全国コンクール日本品質管理学会賞 (JSQC Award)
- (4) 日本品質管理学会が主催する研究発表会の発表者に対する表彰
 - (ア) 優秀発表賞

(授賞資格)

第3条 各賞の授賞資格は内規として別に定める。

(選 考)

第4条 各賞の選考については内規として別に定める。

(表 彰)

第5条 各賞の表彰については内規として別に定める。

附 則

1. この規程は平成11年(1999年)10月23日制定。即日施行する。
2. この規程は平成12年(2000年)10月28日改定。即日施行する。
3. この規程は平成23年(2011年)10月29日改定。即日施行する。
4. この規程は平成25年(2013年)11月16日改定。即日施行する。
5. この規定は平成30年(2018年)5月26日改定。即日施行する。